

西洋経済史 A (坂出)

第 10 講 救貧法と労働者階級

2004 年 6 月 25 日

●前回の講義

第 9 講 穀物法と自由貿易体制

『経済史入門』8 章 1

『欧州経済史』2 章 4

演習問題「穀物法をめぐるマルサスとリカードの論争を論じなさい」

- 1 重商主義から自由貿易体制
- 2 穀物法(the Corn Laws)廃止
- 3 自由貿易体制の試練

●本日のテーマと演習問題

第 10 講 6 月 25 日 救貧法と労働者階級

『経済史入門』8 章 2・3 10 章 3

『欧州経済史』『欧州経済史』3 章

演習問題「救貧法(1834 年)の実効性について論ぜよ」

産業革命は労働者にどのような影響を与えたか？それに対して、労働者・工場主・政府はどのような対応を示したか？

- 1 ラダイト運動
- 2 救貧法
- 3 工場法と労働者階級

1 ラダイト運動

(1) 自治都市におけるギルド

自治都市 職種別ギルドから特権組合(livery company)へ(『経済史入門』4 章 A)

1364 年 ロンドン 毛織商ギルド：毛織物製造の排他的特権獲得

食料品商・魚商・金匠など 12 の大特権組合—多数の小ギルド

徒弟→職人→親方という昇進システムの変質

親方になれない職人(万年職人)増加→職人組合(yeamnry association)結成

(2) 産業革命のインパクト

- ・熟練労働者の基盤揺るがす。
- ・農民・アイルランド人が賃金労働者として機械制工場に集中

1733 年 ジョン・ケイ 飛びひの発明

幅の広い織物製造 二人→一人(人手過剰へ)

1753年 群衆がケイの家を取り囲む→ケイ、マンチェスター逃亡→フランス亡命

1767年 ジェニー紡績機

西部(問屋制発達)で強い反対運動

1769年 アークライト水力紡績機

1791年 ウィルトンシャで、フェルプスという織元がこれを導入しようとしたところ、500人ほどの職人があつまり、機械の導入中止を求め衝突(死者3名)

1799年 団結禁止法(Combination Act)

(3) ラダイト運動(Luddism)

語源 ネルソン・ラッド少年(徒弟)ハンマーで編物機械の針を叩きつぶした。→ラッド派

1811年 ノッティンガム州で機械打ち壊し運動起こる。

- ・新しい機械の導入反対:職人側が賃上げ要求→受け入れられない場合打ち壊しを開始
- ・25000台のうち約1000台のレース編み機械などがこわされる。

1812年 編み機破壊法成立→軍隊の投入

ランカシャー・ヨークシャーに打ち壊し運動広がる。

ランカシャー:綿織物の中心地→力織機導入をめぐって

ヨークシャー

1816年頃終息

1819年 政府、弾圧立法制定

2 救貧法

(1) 旧救貧法体系

1601年 旧救貧法(Old Poor Law):教区単位の行政:各教区は区内の貧民の救済に責任

1662年 居住制限法(Settlement Act):各教区ごとに措置のばらつき→貧民の移動

これを禁ずるため、出生・結婚・1年以上の職などで制限

1772年 救貧院法(Workhouse Act)

「救貧委員に教区の救貧税を徴収させてこれを財源とし、教区貧民の教区からの移住を制限し(居住制限法)、からえらに徒弟などへの就業を強制し、労働不能の貧民を救貧院に收容した」(『経済史入門』179頁)→労働力創出政策:アークライト型紡績工場の工場徒弟アークライト型工場:労働力供給を救貧院(workhouse)の教区徒弟(parish apprentice)に求める。

(2) 産業革命のインパクト

「だが、産業革命の進展につれて産業資本が自分で労働力供給を開発できるようになった」
『経済史入門』179頁)

旧救貧法体系：①労働力の移動を制限して資本の自由を束縛②地主階級の救貧税負担を増加（→地主階級の反対）

(3) 新救貧法

1833年 新救貧法(New Poor Law: the Poor Law Amendment Act) :

- ・ 健全者(able-bodied)への院外救助(outdoor relief)の廃止
- ・ 健全者が救助を求めた場合、救貧院(the workhouse)行き。救貧院の状態は劣悪（「救貧院の『牢獄化』」）のため、労働者にとっては最後の手段→労働者の自助(self-help)を基本とする。「貧困は怠惰によるものである」という基本理念
- ・ 新救貧法の効果
 - ・ 貧者救済費用の削減

3 工場法と労働者階級

1819・1833・1844・1847年工場立法→10時間労働日が標準化

(1) 工場改革

“the domestic system”から the factory systemへ

綿業労働者 1806年 93000人

1862年 439000人(Mitchell and Deane)

「工場労働者の第一世代(the 'first generation' of factory workers)

工場労働者の75%：婦人（男性より低賃金）・児童

- ・ 児童労働力の供給源
 - ① 教区徒弟(Parish apprentices)工場主が食料と宿泊を与え労働させる。
 - ② Free labour 工業都市では父母が収入を増やすため児童を工場に送る。
 - ・ 開明的工場主による改革
- ロバート・ピール（父）1802年 The Health and Morals of Apprentices Act
- ・ 夜間労働の禁止、12時間労働など
- ピール（父）・オーウェン 1815年 工場法設立キャンペーン

(2) 工場法

1802年 最初の工場法：12時間労働、深夜労働の禁止

実効性なし

ミュール型工場：多数の児童が掃除工・糸織ぎ工として導入される（劣悪な労働環境）

1819年 綿業工場法：12時間労働、児童労働禁止

実効性なし

1834年 一般工場法：最初の実効性ある工場法

- ・ 9歳以下の児童労働禁止
- ・ 工場監督官の任命

1844年工場法 婦人労働者に対する規定

1847年工場法 10時間労働日

(3) 労働者階級の運動

1824年 結社禁止法廃止（結社の自由、労働組合の権利認める）

→ストライキ急増

『パパと労働組合』浜林正夫著、新日本出版社、2002年。

1829年 紡績工ドハーティ(J. Doherty)、紡績工全国総同盟組織

1830年 ドハーティ、労働者保護全国協会(National Association for the Protection of Labour)組織

1834年 労働組合全国連合(Grand National Consolidated Trade Union)

中央集権的産業別組合

ロバート・オーウェンの社会主義論に基づき労働者の協同組合管理めざす

1835年 実質上解散

1836年 ロンドン労働者協会(London Working Men's Association)：労働者階級の選挙権めざす。

1837年 ラベット（ロンドン労働者協会）「人民憲章」起草

1838年 チャーティスト(Chartist)全国大会

6カ条からなるチャーティスト綱領（平等選挙区・議員の毎年選挙・議員資格の財産制限廃止・無記名投票・議員俸給制）→議会誓願

「新モデル組合(new model union)」

1851年 ウィリアム・アランら、多くの組合の組織化にとりくむ。

1867年 組合会（ロンドン）合 a Conference of Trades

1868年 労働組合会議（TUC）結成